

令和2年5月12日

ふじみ野市立小・中学校 保護者 様

ふじみ野市教育委員会  
教育長 朝倉 孝

タブレット端末の貸出について

臨時休業日の延長に伴い、児童生徒のオンライン学習による家庭学習を支援するために、本市ではお子様が使用できるスマートフォンやタブレット端末、パソコン等がないご家庭にタブレット端末の貸出を行うことといたしました。

タブレット端末の貸出を希望される場合は、下記の事項を参考の上、お子様の所属校にご連絡ください。

記

- 1 貸出期間 5月13日（水）～5月31日（日）
- 2 貸出台数 1世帯あたり1台（タブレット端末及び充電アダプタ）
- 3 目 的
  - ①e ライブラリ等のデジタルコンテンツの利用
  - ②自校の動画学習コンテンツの視聴
  - ③その他、オンライン学習による家庭学習
- 4 使用上の留意点
  - ①目的外のご利用はご遠慮ください。
  - ②貸出用タブレット端末へのソフトウェアのインストール等もできません。
- 5 備 考
  - ・無線 LAN や Wi-Fi 等の通信設定は各家庭で行っていただきます。
  - ・家庭での通信にかかる費用は、家庭の負担となります。貸出中の故障、不具合、紛失についても、家庭の実費負担となります。
  - ・貸出が決まりましたら所属校から電話連絡がありますので、保護者の方が所属校に取りに来てください。
  - ・貸出の際に貸出規約の確認をしていただきます。印鑑をご持参ください。
  - ・返却の際には、所属校に連絡の上、保護者の方が直接、来校の上、ご返却ください。
  - ・貸出期間は状況に応じて、変更することがあります。
  - ・貸出できる台数には限りがあります。
  - ・貸出に関するご質問等は、学校教育課までお問い合わせください。（049-220-2085）